

記 録

令和 3 年 1 1 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 3 年 1 1 月 2 9 日 (月)

## 令和3年11月農業委員会定例総会議事録

令和3年11月農業委員会定例総会を令和3年11月29日（月）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

### 農業委員の出欠

#### 出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

#### 欠席委員（なし）

### 農地利用最適化推進委員の出席者

#### 出席委員（16名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
23番	安藤政廣	24番	児玉恭司
25番	直野廣義	26番	黒木和男
27番	黒木義行	28番	赤木康
29番	矢野陸男	30番	橋口泉

### 事務局出席者

事務局 長	黒木 秀 樹	事務局 長 補 佐	野 別 浩 三
主任 主 事	井 本 彩		

## 記 録

日程第1 議事録署名者の指名

4番 10番

日程第2 議案第72号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第74号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第76号 農地法第18条による許可申請について

議案第77号 非農地証明願いについて

議案第78号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについて

報告第54号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第55号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第56号 取消願いについて

報告第57号 農地法第5条第1項第7号の買受適格証明願いについて

その他

# 記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

4 番 印

10 番 印

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

- 議長 それでは、ただいまから令和 3 年日向市農業委員会 1 1 月定例総会を開会します。
- なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定してください。次に、私語を慎んでください。また、発言をされる際は、議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくお願いします。
- それでは、まず、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 4 番委員、1 0 番委員を指名します。よろしくお願いします。
- 次に、日程第 2、議案審議に入ります。
- まず、議案第 7 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。
- それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 資料の 2 ページをご覧ください。
- 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。
- 受付番号 4 9 番、土地の所在地、東郷町、地目は田、地積は 8 1 6 m<sup>2</sup>外 1 筆で、田の合計が 2, 9 8 3 m<sup>2</sup>です。譲受人の譲受理由は規模拡大、譲渡人の譲渡理由は農業廃止となっておりますが、譲渡人がつい最近この農地を相続されたということで、長年農業をされていなかったのが譲受人に相談したところ、快く引き受けてくださったということで、所有権有償による移転ということで、今回申請をされました。譲受人は、現在 2 万 4, 7 0 1 m<sup>2</sup>を経営されておまして、下限面積を満たしております。
- 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
- 続きまして、受付番号 5 0 番、土地の所在地、美々津町、地目が田、地積が 5 4 7 m<sup>2</sup>です。譲渡人は、共有者 3 名です。譲受人の譲受理由が規模拡大、譲渡理由は相手方の要望となっております。譲受人が規模拡大を希望されておまして、売買にてこちらの農地を取得したいということでご相談がありまして、譲渡人が快く引き受けてくださったということで、今回申請をされております。譲受人は、現在 1 万 1, 9 9 7 m<sup>2</sup>を経営されておまして、下限面積を満たしております。
- 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
- 受付番号 5 1 番、土地の所在地は平岩、地目は田、地積は 1, 1 8 0 m<sup>2</sup>です。譲受人の譲受理由が規模拡大、譲渡人の譲渡理由が耕作不便となっております。こちら、通うには少し遠いということで、譲受人と譲渡人はご親戚関係に当たるそうなんですけれども、譲受人に相談したところ、快く引き受けてくださったということで、所有権有償での移転となっております。譲受人は現在 1 万 2, 6 2 0 m<sup>2</sup>を経営されておまして、下限面積を満たしております。
- 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございまして、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
- 以上 3 件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
- それでは、番号 4 9 担当の 6 番委員及び 3 0 番委員から、補足があれば説明

記 録

議長	をお願いします。
6 番委員	6 番委員です。 譲受人は地域でも大々的に受託作業等を行うなど、積極的に農業を営んでおります。問題ありません。
30 番委員	30 番です。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 次に、番号50担当の13番委員及び23番委員から、補足があれば説明をお願いします。
13 番委員	13 番委員です。 問題ありません。
23 番委員	23 番です。 問題ないと思います。
議長	ありがとうございました。 次に、番号51担当の8番委員及び24番委員から、補足があれば説明をお願いします。
8 番委員	8 番委員です。 問題ありません。
24 番委員	24 番委員です。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。 それでは、ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第74号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。 申し訳ありません。 次に、議案第73号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。申し訳ありませんでした。
事務局	資料の4ページをご覧ください。 まず初めに、資料の訂正をお願いします。 受付番号が1番となっておりますが、すみません、26番の間違いです。26と訂正をお願いいたします。

記 録

事務局	<p>土地の所在地、塩見、地目が田、地積が578㎡です。こちらは、譲受人が市発注の公共事業を行うに当たり、現場事務所を置くための一時転用です。権利の種類は使用貸借権となっております。転用目的は、現場事務所、倉庫、仮設トイレの一時転用となっております。トイレはくみ取り式で、水道等の設置は行わないということで、生活雑排水等が出ないということです。期間としては、許可後からおおむね来年の3月末には終わる見込みなんですけれども、期間としては一応5月末を予定して取っております。</p> <p>申請地は、農業振興地域内の農用地ではありますが、農業畜産課へ照会したところ、日向市農業振興地域整備計画上の支障はない旨の意見書が提出されております。</p> <p>農地法第5条第1項の規定に基づき申請されるもので、周辺農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号26担当の2番委員及び20番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>2番委員です。</p> <p>25日の日に現地立会いをしております。問題ありません。</p>
20番委員	<p>20番委員です。</p> <p>問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等がございますでしょうか。</p> <p>ないようですのでお諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第74号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページをご覧ください。</p> <p>番号24、土地の所在地が、財光寺、地目が田、地積が694㎡外1筆で、田の合計が803㎡となっております。利用権の種類が賃貸借権設定、期間が令和3年12月1日から令和9年11月30日の6年間となっております。賃金は、反当たり玄米30kgの物納となっております。利用権の設定を受ける者は、現在1万1,856㎡を運営されておまして、家族数が3、稼働力が2人となっております。</p> <p>今回、この案件に関しては新規となっております。利用権の設定をする者から借りてくれる者はいないだろうかというご相談があったところ、利用権の設定を受ける者が快く引き受けてくださったということで、新規での利用権の設定をしております。</p> <p>続きまして、25番、こちら、土地の所在地が、東郷町となっております</p>

事務局

が、この地番のうち、一部を利用権の設定を受ける者が借りて、この後、29番で同じ地番が出てくるんですけども、こちら、1つの筆の中にハウスが4棟建っております、そちらを2棟ずつ借りているということになっております。

すみません。地積が9, 183㎡となっているんですけども、こちらは全体の面積として、利用権の設定を受ける者が借りる面積が4, 780㎡です。利用権の種類が賃借権設定、期間が令和3年12月1日から令和13年11月30日の10年間となっております。賃金が、こちら4, 780㎡で、年間1万7, 600円となっております。主な作物は、こちら施設園芸となっております。利用権の設定を受ける者は、家族数お一人、稼働力がお一人となっております、この利用権に関しては更新での契約となっております。

続きまして、26番から28番。

26番、土地の所在地が、平岩、地目が田、地積が1, 514㎡で、利用権の種類が賃借権設定です。期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日の10年間となっております。賃金が、こちらの1筆で1万5, 000円となっております。

27番、土地の所在地が、平岩、地目が田、地積が1, 114㎡で、利用権の種類が使用貸借権の設定となっております。期間が令和3年12月1日から令和13年11月30日の10年間となっております。

続きまして、28番、土地の所在地が、平岩、地目が田、地積が1, 522㎡、利用権の種類が賃借権の設定となっております。期間が令和3年12月1日から令和13年11月30日の10年間で、この1筆で賃金が9, 000円となっております。

こちら26番から28番全て更新となっております。

続きまして、29番、25番でもありましたとおり、こちら東郷町の一部ということで、利用権の設定を受ける者が借りる面積としては4, 383㎡です。利用権の種類は賃借権設定で、令和3年12月1日から令和13年11月30日の10年間となっております、賃金が4, 383㎡で、年間1万6, 000円となっております。こちらも同じく施設園芸となっております。利用権の設定を受ける者は、家族数3人、稼働力がお一人で、こちらの利用権の設定は更新となっております。

続きまして、番号30。土地の所在地が、東郷町、地目が田、地積が1, 824㎡です。利用権の種類が賃借権設定、期間が令和4年1月1日から令和4年12月31日の1年間で、賃金が、反当たりもみ2俵の物納となっております。利用権の設定を受ける者は、現在経営面積が8, 206㎡で、家族数がお二人、稼働力がお一人、更新の契約となっております。

続きまして、31番、32番まで、利用権の設定を受ける者が同じです。

31番が、東郷町で計3筆で、田の合計が1, 515㎡です。利用権の種類が賃借権設定、期間が令和4年1月1日から令和4年12月31日の1年間で、賃金が反当たりもみ2俵の物納となっております。

続きまして、32番、土地の所在地が東郷町、地目が田、地積が1, 522㎡です。利用権の種類が賃借権設定で、期間が令和4年1月1日から12月31日の1年間で、こちら10a当たりもみ2俵の物納となっております。

続きまして、33番。土地の所在地が、東郷町、地目が田、地積が1, 324㎡外3筆で、田の合計が2, 901㎡です。利用権の種類が賃借権の設定です。期間が、こちら令和4年1月1日から12月31日の1年間で、賃金が10a当たり6, 000円となっております。

続きまして、13ページ。

番号が34番、土地の所在地が、美々津町、地目が田、地積が3, 535㎡外1筆で、田の合計が5, 703㎡です。利用権の種類が賃借権設定、期間が



記 録

事務局	<p>令和3年12月1日から令和6年11月30日の3年間で、賃金が10a当たり2万円となっております。利用権の設定を受ける者は、現在経営面積が1万1,626㎡で、家族数がお二人、稼働力がお二人、更新の契約となっております。</p> <p>続きまして、35番なんですけれども、こちらの申請を一旦受け付けたんですけれども、申請内容に不備がありましたので、受け付けを取消しさせていただきました。なので、35番は欠番ということで、こちら、削除をお願いいたします。</p> <p>続きまして、14ページ。</p> <p>番号が36番、土地の所在地が、財光寺、地目が田、地積が155㎡外2筆で、田の合計が990㎡です。利用権の種類は賃借権設定です。期間が令和3年12月1日から令和9年11月30日の6年間で、賃金が10a当たり玄米30kgの物納となっております。利用権の設定を受ける者は、経営面積が7,140㎡で、家族数がお二人、稼働力がお一人で、こちらも利用権の設定をする者から、どなたか借りてくれる方いないだろうかということで、こちらの利用権の設定を受ける者が快く引き受けてくださったということで、新規での利用権の設定となっております。</p> <p>続きまして、37番、38番はどちらも利用権の設定を受ける者が同じです。こちらは新規就農者の方となっております。</p> <p>37番、土地の所在地が、財光寺、地目が畑、地積が1,575㎡となっております。利用権の種類は使用貸借権の設定で、期間は令和3年12月1日から令和13年11月30日の10年間となっております。こちら、作物としては果樹となっております。利用権の設定を受ける者は家族数が6人、稼働力がお二人となっております、こちら新規での契約となっております。現在、38番の利用権の設定をする者と親子関係にありまして、利用権の設定をする者の経営を引き継がれて、こちらで経営を始められたばかりということで、この経営面積の1万457㎡というのは、もともと父が持っていた面積なので、38番の今回契約する面積と同じものとなっております。</p> <p>38番、土地の所在地が、財光寺の計3筆で、畑の合計が1万457㎡です。利用権の種類が使用貸借権の設定、期間が令和3年12月1日から令和13年11月30日の10年間となっております。</p> <p>以上14件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号24、26、27、28担当の8番委員及び24番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>8番委員です。</p> <p>特に問題ありません。</p>
24番委員	<p>24番委員です。</p> <p>問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、番号25、29、37、38担当の4番委員及び28番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>4番委員です。</p> <p>別に問題ありません。</p>

記 録

28番委員	28番委員です。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 次に番号30、31、32、33担当の5番委員及び22番委員から、補足があれば説明をお願いします。
5番委員	5番委員です。 別にありません。
22番委員	22番委員です。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 次に、番号34担当の17番委員から、補足があれば説明をお願いします。
17番委員	17番委員。 別に問題ありません。
議長	ありがとうございました。 次に、番号36担当の7番委員及び15番委員から、補足があれば説明をお願いします。
7番委員	7番委員。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はありませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第75号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	18ページをご覧ください。 番号13番、所有権の移転を受ける者と所有権の移転をする者は親子関係に当たります。土地の所在地が、東郷町、地目が田、地積が2,418㎡外11筆で、田の合計が5,438㎡、畑の合計が1万4,391㎡です。所有権の移転の時期は令和3年12月1日を予定しております。こちら所有権無償での移転となっております。現在、所有権の移転を受ける者は、ハウス野菜を中心に、3万458㎡を経営されております。家族数は3人、稼働力はお一人となっております。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、同法第18条第2項の各号には該当しません。

記 録

事務局	以上1件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、番号13担当の11番委員及び19番委員から、補足があれば説明をお願いします。
11番委員	11番委員です。 特に問題ありません。
19番委員	19番委員。 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はありませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第76号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	24ページをご覧ください。 農地法第18条の規定による許可申請について。 申請地として同じなんですけれども、受付番号25番が公社から借りている方の、26番が公社へ貸している方のそれぞれの解約となっております。 25番、貸人が公益社団法人宮崎県農業振興公社。申請地が、こちらの基盤整備が終わった後で仮地番になっているんですけれども、所在地が平岩で、地目が田、面積が540㎡外1筆で、田の合計が1,775㎡です。成立日、解約日、引渡し日ともに令和3年10月20日で、解約理由が双方の条件不一致によるものです。 26番が、借人が公益社団法人宮崎県農業振興公社。こちらも、申請地が平岩で、地目が田、地積が540㎡外1筆で、田の合計が1,775㎡です。成立日、解約日、引渡し日ともに令和3年10月20日です。解約理由が双方の条件不一致によるものです。こちら、この後、貸人含めご親族でこちらの農地は耕作されていくというふうにお聞きしております。 以上2件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑等はありませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

記 録

議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第77号「非農地証明願いについて」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>27ページをご覧ください。 非農地証明願いについて。 受付番号24番、土地の所在地、富高、登記地目が畑、現況地目が山林、登記面積が293㎡です。 こちら、事務局と担当委員で現地調査を行ったところ、証明内容にもあるとおり、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として利用することが困難な土地であることを確認いたしました。 続きまして、25番、土地の所在地が、東郷町山陰、登記地目が畑、現況地目が山林、登記面積が144㎡です。 こちら事務局と担当委員で現地調査を行ったところ、証明内容にもありませんとおり、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であることを確認いたしました。 以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、番号24担当の7番委員及び9番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>7番委員、 問題ありません。</p>
9番委員	<p>9番委員。 問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 次に、番号25担当の14番委員及び25番委員から、補足があれば説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>14番委員。 問題ありません。</p>
25番委員	<p>25番委員。 問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それではただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はありませんでしょうか。 ないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第78号「農地法第3条第1項目的の買受適格証明書について」</p>

記 録

- 議長 であります。  
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 31ページをご覧ください。  
農地法第3条第1項目的の買受適格証明願についてです。  
番号5番、土地の所在地が幸脇、畑の合計が1,577㎡です。所有者が市外にお住まいの方外4名で、買受希望者は財光寺にお住まいです。買受希望者は、現在お勤めしていますが、4,020㎡を経営されておまして、今回この農地を購入いたしまして、合わせると5,597㎡となりますので、農地法3条を申請していただいたときには、こちらを買う資格があるということで証明をするものです。今回競売に参加するために、この証明が必要ということで、証明願を出されたものです。  
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。  
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。  
ないようですので、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。  
  
(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案のとおりとします。  
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。  
続きまして、報告54号から第57号につきまして、事務局長から報告をお願いします。
- 事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付についてご報告申し上げます。  
まず、報告第54号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」であります。議案書では32ページです。  
届出の件数は1件、土地は畑1筆で、面積は162㎡でありました。転用目的につきましては、農業用倉庫となっております。  
次に、報告第55号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」であります。議案書では35ページです。  
届出の件数は13件、土地は、田が3筆、畑19筆で、面積は全部で5,490.9㎡であります。転用目的につきましては、住宅、その他となっております。  
次に、報告第56号です。これ「取消願」であります。議案書では42ページです。  
確認申請が受け付けられなかったため、取消しを行った後、再申請を行ったものが報告第54号になっております。報告第54号をする前に、これを取消したということでもあります。  
次に、報告第57号「農地法第5条第1項第7項目的の買受適格証明願について」であります。  
記載のものに対して証明書を交付いたしましたので報告いたします。  
以上、報告を申し上げます。  
以上です。

## 記 録

議長 | ありがとうございます。  
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。  
ご意見、ご質問もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。本日は、ご協力ありがとうございました。